

市内で開催される市県民税申告と所得税の確定申告の説明会・相談会をご紹介します！

開設日	時間	会場	対象者	受付
-----	----	----	-----	----

◆市県民税申告

1. 市県民税申告相談会

市県民税申告は宇陀市役所・各地域事務所の両方で相談受付をしております。最寄りの相談会場へお越しください！
なお、各地域事務所では複雑な内容の場合、市役所会場へご案内する場合があります

予約不要 主催：宇陀市	2月16日(水)～3月15日(火) (土日祝除く)	9:00～16:00 (3月は受付15:00まで)	市役所4階大会議室 各地域事務所	市役所から市申告書が送付された方や、所得税申告が必要ない方	入場整理券の配布状況に応じて早めに受付を終了する場合があります
----------------	------------------------------	------------------------------	---------------------	-------------------------------	---------------------------------

◆確定申告

2. 市役所での確定申告相談会

確定申告Aのみ、市役所でも相談受付をしております。事業所得や過去にさかのぼる確定申告等は受付していません。
各地域事務所では作成済の確定申告書のみ収受します。(確定申告の相談はできません。)

予約不要 主催：宇陀市	2月16日(水)～3月15日(火) (土日祝除く)	9:00～16:00 (3月は受付15:00まで)	市役所4階大会議室	簡易な確定申告(A申告のみ)	入場整理券の配布状況に応じて早めに受付を終了する場合があります
----------------	------------------------------	------------------------------	-----------	----------------	---------------------------------

3. スマホ申告説明会 new!

スマートフォンを利用した確定申告の方法について1対1で丁寧に説明を受けることができます。「スマホで確定申告してみたいけど、どうやったら良いのか分からない」という方はぜひご参加ください！

要予約 主催：桜井税務署	1月31日(月)	【相談枠】 ①9:30～10:15 ②10:15～11:00 ③11:00～11:45 ④13:00～13:45 ⑤13:45～14:30 ⑥14:30～15:15 ⑦15:15～16:00	市役所4階大会議室	給与、年金収入のみの方でスマートフォンをお持ちの方	1枠5人まで 【予約受付】 1月11日(火)～28日(金) 8:30～17:00 ☎88・0633 / 88・0712
------------------------	----------	--	-----------	---------------------------	--

4. 年金受給者のための還付申告相談会

年金受給者の方で、還付申告をする予定の方はこの機会にぜひご参加ください！

予約不要 主催：桜井税務署	2月8日(火)9日(水)	9:30～15:30 (受付15:00まで)	市役所4階大会議室	年金収入の方のみ簡易な確定申告(A申告のみ)	入場整理券の配布状況に応じて早めに受付を終了する場合があります
------------------	--------------	---------------------------	-----------	------------------------	---------------------------------

5. 税理士相談

税理士さんと相談して申告したい方は、ぜひご参加ください。

予約不要 主催：近畿税理士会桜井支部	2月16日(水)17日(木)	9:00～15:30 ※12:00～13:00除く (受付15:00まで)	市役所4階大会議室	簡易な確定申告(A申告のみ)	入場整理券の配布状況に応じて早めに受付を終了する場合があります
-----------------------	----------------	---	-----------	----------------	---------------------------------

6. 税理士による確定申告相談会 new!

大宇陀、菟田野、室生地域にお住まいの方を対象に、各地域事務所で開催いたします。

要予約 主催：宇陀市	ア2月18日(金) イ2月21日(月)22日(火) ウ2月24日(木)25日(金)	【相談枠】 ①9:00～9:30 ②9:35～10:05 ③10:10～10:40 ④10:50～11:20 ⑤11:25～11:55 ⑥13:00～13:30 ⑦13:35～14:05 ⑧14:10～14:40 ⑨14:50～15:20 ⑩15:25～15:55 ⑪16:00～16:30	ア 菟田野地域事務所 イ 大宇陀地域事務所 ウ 室生地域事務所	給与、年金収入の方のみ会場となる地域にお住まいの方	1枠3人まで 【予約受付】 1月17日(月)～2月15日(火) 8:30～17:00 (2/15は12:00まで) ☎88・0633 / 88・0712
----------------------	---	--	---------------------------------------	---------------------------	--

【持ち物(各相談会等共通)】・令和3年分の所得が分かる書類(給与、公的年金の源泉徴収票など) ・各種控除証明書(社会保険料、生命保険料の支払証明書など) ・昨年の申告書の控え ・マイナンバーカード、運転免許証など本人確認できるもの ・e-TaxのID、パスワードが分かるもの ・スマートフォン(スマホ申告説明会のみ) 他 ※会場内に筆記用具は用意していません。ボールペンや計算機等をご持参ください。

【お願い】 混雑緩和のため入場できる時間枠を指定した「入場整理券」を配布します。配布状況に応じて早めに相談受付を終了する場合があります。
1.2.4.5.の会場については、配布される入場整理券に記載された時間にお越しください。
3.6.の会場については、予約いただいたお時間にお越しください。

固定資産税は1月1日時点の所有者に対して課税します

宅地の場合は、家屋が取り壊されたり、住宅以外の用途に変更したりすると、税額が上がる場合があります。

地籍調査後の土地については、現在、特例により地籍調査前の地積により課税している場合がありますが、売買・相続・地目変更などの登記異動があった場合には、地籍調査後の地積による課税を行っています。

家屋は車庫や倉庫も大きさによっては課税対象となる場合があります。

土地や家屋を相続する場合、固定資産税など、詳しくは税務課にお問い合わせを♪

問 税務課
(☎82・1306 / IP ☎88・9072)



市役所の開庁時間
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日、年末年始は閉庁)
☎0745-82-8000(代)

お知らせ information

掲載の情報についての詳細は市のホームページをご覧ください

問い合わせ電話番号について

市内には、市外局番が0743の地域と0745の地域があります。
※市外局番0743の地域の方は、市外局番が表記されていない場合は、市外局番0745をつける必要があります。

はじまります！
市県民税申告・所得税の確定申告
申告期間：2月16日(水)～3月15日(火)

問 税務課 (☎82・1306 / IP ☎88・9072)

◆市県民税申告◆

市県民税の申告は、毎年1月1日現在で宇陀市に住民票を置かれている方(置かれていた方に、申告期限までに前年1月1日から12月31日までの所得を申告していたら)で、市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料等を算出する基礎となるものです。
※申告は所得証明書や課税(非課税)証明書等の公的な証明書の発行に必要です。また、保険料(料)の軽減制度の対象となるためには、世帯主および加入者全員の申告が必要です。

◆市県民税の申告の必要がない方

- ① 所得税の確定申告をされた方
- ② 給与所得のみで、年末調整を受けており、その内容に変更がない方
- ③ 公的年金収入のみで、源泉徴収票の内容に変更がない方

市県民税の試算および申告書の作成は申告書作成システムをご利用ください！

市ホームページ上に、市県民税の試算および申告書を作成できるシステムを掲載しています。作成した申告書は、「宇陀市役所 税務課 宛」に郵送で提出可能です。(確定申告のように電子申告はできません。)



申告書作成システムは、広報うだ12月号またはこちらのQRコードからご覧ください。

※申告用紙は、税務課、各地域事務所にも備え付けています。

◆所得税の確定申告◆

所得税の確定申告は、前年1月1日から12月31日までの所得とそれに対する所得税の額を計算し、確定申告期限までに確定申告書を出して、源泉徴収された税金の過不足を精算する手続です。

ご自身の申告種別が市県民税申告か確定申告か分からない方は、市ホームページのフローチャートをご覧ください。



※確定申告を行った方は市県民税申告をする必要はありません。



国民健康保険税の座振替納税者の皆さんへ

市では、軽自動車税を除く各税の「口座振替領収済のお知らせ」を送付していません。申告の際の「社会保険料控除」として令和3年中に支払われた国民健康保険税の額が書面で必要な方は、税務課または各地域事務所にお問い合わせください。

桜井税務署の申告書作成会場は「桜井市商工会館3階」です。
(JR・近鉄桜井駅から徒歩5分)
【開設期間】2月16日(水)～3月15日(火) ※土・日・祝日は除く。
【開設時間】午前9時～午後5時
【受付時間】午前9時～午後4時
【所在地】桜井市大字川合2600-2
※当会場での納税はできません。(金融機関等をご利用ください。)
※申告書作成会場では午後4時まで受付をしておりますが、混雑状況によっては早めに相談受付を終了させていただく場合もございます。
※2月16日から3月15日までは、桜井税務署内では申告相談を行っていません。
※駐車場は狭く大変混雑しますので電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。
○電話でのお問い合わせは、桜井税務署(0744-423501)に電話後、自動音声案内に従い「0」を選択してください。
○入場には、入場整理券が必要です。

・来場者数によっては早めに終了する場合があります
・マスクや手指消毒など感染予防にご協力ください
・筆記用具、計算機等はご持参ください

20歳になったら 国民年金に加入

自営業者・学生・フリーター・無職の方などが20歳になったとき、日本年金機構から、国民年金に加入したことをお知らせする書類と年金手帳※が届きます。
※令和4年4月1日以降に20歳になる方には、基礎年金番号通知書が送付される予定です。

20歳の誕生日の約2週間後に案内が届きます。しばらくしても書類が届かない場合は、年金事務所や市役所、各地域事務所へ手続きをしてください。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、病気やケガで障害が残ったときや一家の働き手が亡くなったときなどに、障害年金や遺族年金を受給することができる制度です。ただし、保険料未納期間があると受給できなくなる可能性がありますので、国民年金の加入手続きをして、保険料を納めましょう。

また、20歳になったときに、厚生年金や共済年金に加入している配偶者の扶養となっている方は、配偶者の勤務先へ連絡し、国民年金第3号被保険者の手続き

きをしてください。

①身体計測：身長、体重、BMI、腹囲
②血圧：収縮期血圧、拡張期血圧
③尿検査：尿糖、尿蛋白
④血液検査：脂質（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、空腹時血糖（またはヘモグロビンA1C）、肝機能（GOT、GPT、γ-GTP）
⑤診察所見
⑥医師の診断

【保険料の猶予制度】
保険料の納付が困難な場合は、保険料免除・納付猶予制度や学生納付特例制度の申請をすることができます。所得基準により承認された免除や納付猶予期間は、障害年金や遺族年金を受け取るための納付要件期間として算入されません。

【健康データの提供を
お願いします】
40〜74歳の市国民健康保険に加入している方へのお願いです

【必要な項目】 令和3年4月1日から令和4年2月28日までの健診結果

市国民健康保険では、健康寿命の延伸と医療費の適正化を目指しており、健診データを生活習慣病の発症や重症化の予防に役立てています。

国民健康保険に加入中の方で、職場の健診や通院で、特定健診と同等の検査を受けた方は、健診結果の提供にご協力をお願いします。（※市が発行する受診券で特定健診またはドックを受けた方は対象外です）

【必要な項目】 令和3年4月1日から令和4年2月28日までの健診結果

Life&Environment 産業・まちづくり

令和4・5年度入札参加資格 格審査申請の受付実施

建設工事関係などに係る資格審査（指名願）の受付を行います。

【受付対象業者】

- 建設業者による許可、および同法の規定による経営に関する事項の審査を受けている方
- ※許可業種のうち経営事項審査結果に完成工事高がある業種に限る
- 測量・建設コンサルタント等
各関係法令・各登録規程に基づき登録業者
- ・測量業者
- ・建築設計業者
- ・建設コンサルタント業者
- ・地質調査業者
- ・補償コンサルタント業者

その他、関係業務を希望する方（いずれも、業務上必要な許可等を受けていること）
※受注実績のある業務に限る

【有効期間】 4月1日（金）〜令和6年3月31日（日）

【受付期間】 2月1日（火）〜28日（月）業務時間中

【提出書類】 関係書類は、ホームページから入手

【管財課】
☎82・330022 / IP ☎88・909090
(48000)

償却資産の申告は 1月31日まで

償却資産とは

個人や法人で工場・商店等を経営している方が、その事業のために使用する構築物や器具・備品等（主に土地・家屋を除く耐用年数1年以上、取得価格10万円以上）の資産のことです。

太陽光発電設備について

法人・個人事業主が所有している太陽光発電設備は、売電の有無に関わらず償却資産の対象となります。

※自家発電用として所有しているもので10kW未満のものは、償却資産の対象になりません。

【申告が必要な方】
令和4年1月1日現在、償却資産を有する、市内で事業を営んでいる個人、法人。または、市内で事業を営んでいないが、市内に事業用の償却資産を貸し付けている個人、法人。

【提出期限】 1月31日（月）
申告書にはマイナンバーまたは法人番号の記載が必要。
個人の方のみ、番号確認書類と本人確認書類の提示または写しの添付が必要。

【個人番号・法人番号の確認】
申告書にはマイナンバーまたは法人番号の記載が必要。

【提出書類】 関係書類は、ホームページから入手

【管財課】
☎82・113060 / IP ☎88・909090
(482)

チェーンソー整備・間伐講習会を開催

森林には、水源のかん養、土砂災害の防止、生態系の保全などの多くの公益的機能があります。森林の公益的機能を発揮するためには間伐が必要で、良い木、良い山林を育むためにも欠かせない必要なものです。

初心者からベテランの方まで参加できる講習会です。



【日時】 2月26日（土）午前10時〜午後4時（受付午前9時30分）

【場所】 宇陀市森林組合 榛原檜牧

【内容】 チェンソーのメンテナンス講習および間伐木の選木や伐採実技講習

【対象】 林業に関心のある方

【定員】 50人（先着順）
【参加費】 無料（昼食は持参）
【持ち物】 昼食。チェンソー、ヘルメット、安全靴

【管財課】
☎82・113060 / IP ☎88・909090
(482)

公共施設予約システムは 変更となります

現在のシステムは2月28日の利用予約まで
新システムの利用には新たな利用者登録が必要です

3月1日（火）からの公共施設利用予約については新システムへ変更となります。新システムの利用には、新たな利用者登録が必要です。現在、予約システム利用者登録窓口で、利用者登録の受付を行っています。利用者登録窓口や、システムを使って仮予約できる施設等については、広報うだ11月号または市ホームページをご覧ください。



市ホームページ



新システム



【秘書広報情報課】 ☎82・3912 / IP ☎88・9083

※予約に関するお問い合わせは、各施設にお願いします。

マイナンバーカード 休日手続き

予約制

次の日程で、マイナンバーカードの申請・受取・更新の予約ができます。ぜひご利用ください。（平日は予約不要で、午前9時30分から午後4時30分までの受付です）



1月の休日窓口

曜日	日	場所	時間
土	1/8	市役所 ふるさとテラス	午前9時〜 正午まで
	1/22		
日	1/9	菟田野地域事務所	
	1/23	室生地域事務所	

大宇陀地域事務所の1月の休日受付は
ございません（通常は第1週目の日曜日）

【市民課】 ☎82・2143 / IP ☎88・9076

地域商社に関する シヨップジウム&ワーク シヨップ参加者募集

現在、市で取り組んでいる大和高原宇陀ブランドプロモーションに関する取り組みの一環として、地域商社という仕組みについての認識を深めるためのシヨップジウムおよび地域内連携に向けたワークシヨップを開催します。

【日時】 1月25日（火）午後1時〜

【場所】 宇陀商工会2階研修室（榛原萩原）

【参加費】 無料

【申し込み】 1月24日（月）午後5時までに電話またはFAX

【申し込み先】 宇陀商工会
☎82・2211 / FAX 82・6547

【申し込み先】 宇陀商工会
☎82・5874 / IP ☎88・9075

創業セミナー（全3回） 開催

宇陀市内で新しく創業を考えている方、事業の継続や更なる成長を考えている方など、新たな事業展開を目指す方のためのセミナーを開催します。

スムーズな創業のお手伝いはじめ、セミナー終了後や創業後も商工会の支援や個別相談もあ

ります。あなたの夢を叶える第一歩として、ぜひご参加ください。

【日時】

第1回：1月30日（日）

第2回：2月13日（日）

第3回：2月27日（日）

午後1時30分〜5時30分

【場所】 宇陀商工会2階研修室（榛原萩原）

【講師】 石川聖子氏（三井株式会社代表取締役・中小企業診断士）

【参加費】 無料

【定員】 15人（先着）

【申し込み】 1月24日（月）午後5時までに電話、FAX

【申し込み先】 宇陀商工会
☎82・2211 / FAX 82・6547

【申し込み先】 宇陀商工会
☎82・5874 / IP ☎88・9075

